

浜松市立細江中学校区

学校のいじめ防止等のための基本的な方針

(浜松市立中川小学校)

1 はじめに

2 基本的な方向性

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの理解・考え方

3 いじめの防止等のための対策

- (1) 方針の策定について
- (2) 組織の設置
- (3) いじめの未然防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめの早期対応
- (6) 地域や家庭との連携

4 いじめが起こった際の対応

- (1) 基本的な考え方
- (2) 発見・通報を受けた時の対応
- (3) いじめられた子供や保護者への支援
- (4) いじめた子供や保護者への指導・助言
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- (6) ネット上のいじめへの対応
- (7) いじめ対応の流れ

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態に対する対応（調査主体や組織）
- (3) 事実関係を明確にする調査の実施
- (4) 調査委員会の提供及び報告

(別紙) 中川小いじめ防止等の年間計画

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為です。いじめに関係した子供それぞれに自覚があるがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もあります。「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワード等をもとに、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けた色々な取組を進めてきました。

このような中、本中学校区では、上記の取組をさらに強固で、組織的・実効的に進めていくために、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめ防止等にかかる指針として、「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

本校では、この方針に沿っていじめ防止等に全職員が一丸となって取り組み、子供たちがいじめに怯えることなく、健やかに成長できる質の高い、本校ならではの特色ある教育活動を展開していきます。併せて、教職員だけでなく、子供・保護者・地域の方々が、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に真摯に向き合い、話し合える土壌を醸成していきます。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本中学校区では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えます。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
--

(2) いじめの理解・考え方

子供が、いじめ加害に向かう要因として、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つが言われています。代表的ないじめの加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。そうした行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶこともあります。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりすることがあります。表面には表れにくい心理的・精神的な被害をいじめと認知する姿勢、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応・早期解決の姿勢が大切と考えます。

本中学校区では、目指す子供像「夢と希望をもち、力強く歩み続ける子」の具現に向けて、子供たちが自分の夢や希望を持って生活し、学習や運動に励むことができる環境をつくっています。その一つとして、小学校では2分の1成人式、中学校では立志式を、自分を振り返りながら、将来に向けての夢や希望を考える機会としています。子供たちが日々の学校生活や教育活動の中で、目標を持ち、その実現に向けて力一杯

頑張り、健やかに成長できるように、これまで以上に小中学校が連携し、9か年の子供たちの学びと育ちをつなげていきます。

3 中川小学校のいじめの防止等のための取組

(1) 方針の推進について

本中学校区で策定した方針を受け、本校では、いじめの防止、早期発見、早期対応、早期解決、地域や家庭、関係機関との連携等をより組織的・実効的にするために、いじめ防止等への対応や重大事態への対処等に関する以下の取組を進めていきます。

併せて、本方針や本校の取組、いじめに関わる法令等を、教職員はもとより、保護者や地域へも普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解と対処、子供をきめ細かく見守る体制の整備などを進めていきます。

(2) 組織の設置

本校の取組を組織的・実効的に進めていくために、校内に「いじめ対策委員会」を設置します。

中川小いじめ対策委員会	
【構成員】	
◎委員長：校長	
○委員：全職員	
☆準委員：スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	
【活動】	
①いじめの未然防止・早期発見・早期対応にかかわる取組の企画や実施	
②取組の進捗状況及び効果・成果・課題の検証	
③教職員へのいじめ防止等にかかわる情報提供や研修	
④保護者、地域の方々へのいじめ防止等に関する広報啓発	
⑤本方針の見直しと改善	
【開催】	
○いじめ対策委員会は、各学期に1回以上は実施する。	
○いじめ事案発生時は、必要に応じケース会議を緊急開催する。その際の参加者は、委員長・関係委員（教頭・教務・生徒指導主任・いじめコーディネーター・関係学年主任・関係担任・養護教諭など）とする。	
○準委員は、必要に応じて本委員会に参画する。	
○必要に応じて浜松市教育委員会との連携を図り、対応に万全を期す。	

(3) いじめの未然防止

根本的ないじめ問題の克服のためには、子供たちをいじめに向かわせることなく、子供たちに心の通う好ましい対人関係を構築していく力を身につけさせていくことが重要です。また、学校の教育活動全般を通して、「いじめは絶対に許さない」という認識を子供たちに持たせ、子供たち自身でいじめを生まない土壌を作っていくことも重要です。

そのために、以下の取組をしていきます。

- ① いつでも、どこでも、だれとでも挨拶ができ、友達と仲よく、元気に学校生活を送ることができるように支援します。
- ② 児童に確かな学力を身に付けさせるとともに、学習意欲の向上や達成感、成就感を持たせていきます。
- ③ 「中川小学校の生活」をもとに、規律ある学校生活を送ることができるよう指導していきます。
- ④ 学校生活の中に他者と関わる機会を設け、コミュニケーション能力を育てていきます。
- ⑤ 道徳の授業で「いじめ」に関する内容を扱い、いじめの起こらない学級作りを進めていきます。
- ⑥ よさを認め合うスマイルカードの交換などを通して、自他を認め合ったり、自己有用感や自己存在感を養ったりしていきます。
- ⑦ 縦割り活動（給食、掃除、遊び）を重視し、異学年の交流の場を多く設定し、よりよい人間関係を構築できる力を育てていきます。

（４）いじめの早期発見

いじめの早期発見では、子供のささいな変化に気付くことが必要です。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを早期に認知・発見することに努めていきます。

そのために、以下の取組をしていきます。

- ① 朝の会の健康観察などを通して、子供の細かな変化を見取っていきます。
- ② 休み時間の会話の中で、交友関係や悩みなどを把握できるように心掛けていきます。
- ③ 本読みカードや連絡帳、電話連絡、家庭訪問などで保護者とのつながりを大切にし、子供の様子についての情報交換ができるようにしていきます。
- ④ 年間３回の定期的なアンケートを通して、いじめや悩みなどをいち早く発見できるようにし、同時に子供と個別面談をしていきます。
- ⑤ 教育相談、スクールカウンセリング等、保護者が気軽に相談できる場を作っていきます。

（５）いじめの早期対応

- いじめを認知・発見した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域、関係機関が必要に応じて連携し、組織として速やかに対応していきます。
- いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供の指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応や支援・指導計画を早期に立て、対応していきます。

（６）家庭や地域との連携

子供たちの健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が不可欠です。

本校では、いじめ防止やいじめ問題について、以下の方法で家庭や地域と連携していきます。

- ① 中川の子を育てる会総会にて、地域ごとに集まり、地域での子供の様子や課題について話し合います。
- ② PTA役員に、地域での子供の様子を交通安全、あいさつ等の観点で年2回モニターしてもらい、校外や家庭での情報を収集し、指導・助言に生かします。

4 いじめが起こった際の対応

(1) 基本的な考え方

いじめを認知・発見したり、通報を受けたりした場合には、「いじめ対策委員会」を中心に、学校組織で対応していきます。

- いじめ問題として対応すべき事案か否かの判断のために、事実関係の把握に努めていきます。
- いじめを受けた子供の安心・安全を確保するとともに、加害の子供に対しては毅然とした態度で指導を行います。その際には、被害・加害双方の子供の不安感や自尊感情、人間関係や社会性等に十分に配慮します。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して、いじめ問題の解決に向けた対応を進めていきます。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努めます。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持っていきます。いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安心・安全を確保するとともに、関係する子供から事情を聴き取り、事実関係を確認し、必要な対応を構築していきます。
- 事実関係を確認した後、必要に応じて浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期解決に向けて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告し、いじめ問題の解決に向けた対応を進めていきます。
- 触法性のあるいじめの加害行為については、細江警察署生活安全課等に相談し、警察や関係諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めていきます。

(3) いじめを受けた子供や保護者への支援

- 事実関係の聴取では、子供の自尊感情・プライバシー等に配慮していきます。また、いじめを受けた子供の安心・安全の確保を最優先に考え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりするような支援や助言を行っていきます。
- 親しい友人・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制を整えるとともに、必要に応じて加害の子供を別室指導としたり、浜松市教育委員会と相談し、出席停止にしたりするなどの措置を講じていきます。
- 保護者に対しては、事実関係の説明に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の実情等を報告していきます。そして、学校の対応に理解を求め、学校と保護者の協働で、いじめの早期解決と人間関係の回復に努めていきます。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

- いじめたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、いじめを受けた子供の抱えるつらさや苦しみ、不安感や不信感などにも目を向けさせながら、保護者の協力の下、事実関係の聴取を行い、自ら行った行為の是非や責任を自覚するよう指導・助言していきます。
- 事実関係が判明したら、迅速にその事実をいじめを受けた子供及びその保護者に伝えて理解を得るとともに、学校と連携して早期解決と人間関係の回復にかかる取組に協力するよう求めています。
- いじめの継続や再発がないように、いじめたとされる子供への指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力と指導を要請していきます。
- 指導・助言にあたっては、いじめたとされる子供やその保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないような配慮を講じながら、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で対応していきます。
- 問題解決にあたっては、別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、いじめたとされる子供が自らの行為の悪質性を理解し、今後、健全な人間関係を構築していけるよう指導・助言していきます。
- いじめの背景に心理的・福祉的な要因があると判断された場合には、保護者の理解を得た上で、必要に応じて外部の専門機関と情報を共有し、いじめ加害の背景を改善するよう働き掛けていきます。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

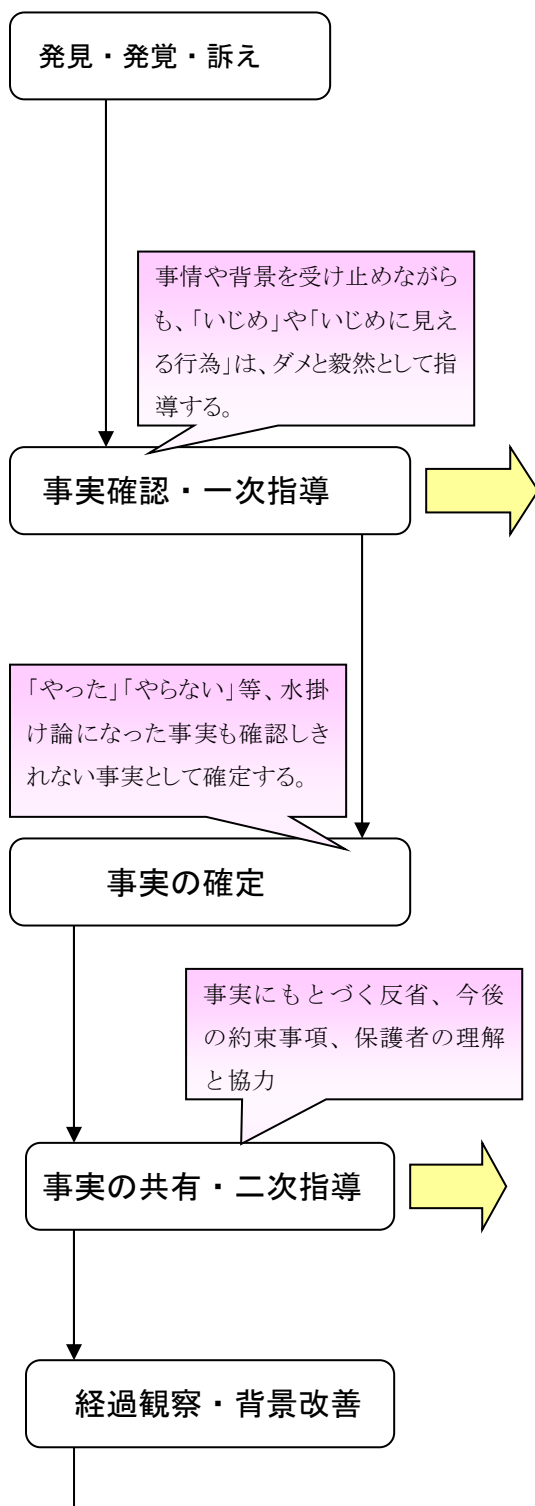
- いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて個別の聞き取り、記述式調査等で、事実関係の聴取を行っていきます。その際、いじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させていきます。また、いじめの未然防止や早期解決にあたっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくりが大切であることを理解させていきます。
- すべての子供たちが、互いを尊重し合い、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりに取り組んでいけるように、集団の成長観察と継続的指導を行います。

(6) ネット上のいじめへの対応

- いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請します。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行っていきます。
- 犯罪性のある書き込み等については、細江警察署生活安全課に通報し、援助を求めています。
- パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止のための指導をしています。
- 子供に携帯電話、パソコン等のネット環境を提供している保護者へは、弊害や危

険性を啓発し、保護者の責任意識が高揚するよう努めていきます。

(7) いじめ対応の流れ



【組織的な対応】
 いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ対策委員会」に報告する。
 「いじめ対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する。

【立場に応じた事実確認】

①いじめを受けている子 ②いじめている子
 ③いじめを見て楽しんでいる子 ④いじめを傍観している子

【事情を聞く時のポイント】

①いじめを受けている子…心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ
 ②いじめている子…相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を
 ③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子…当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解を
 いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で、どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】
 いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者にはきちんとした情報提供をする、事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

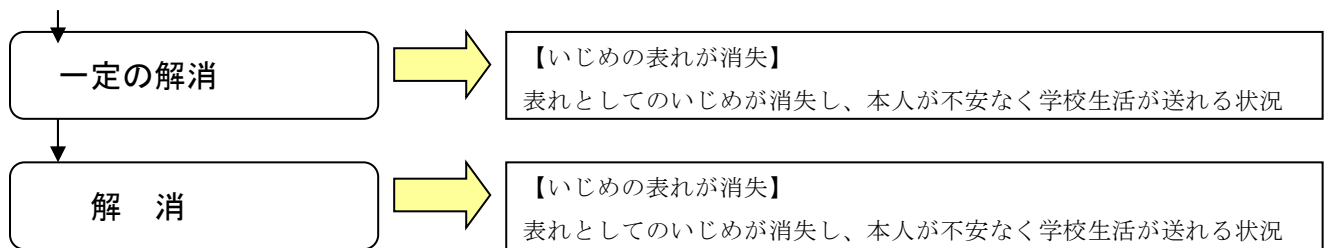
【市教委連絡・他機関連携】
 いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える。状況によっては、校長が、この時点で市教委に第一報を入れる。

【市教委への報告・連絡・相談】
 校長は、市教委へいじめの事実を報告する。学校にとって都合のいいことも悪いことも含め、隠蔽体質ととらえられないように包み隠さず報告する

【二次指導のポイント】

- ・最大の課題は、再発防止
- ・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
- ・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気が持てること
- ・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること

- ①いじめを受けた子に対して…定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援、等
- ②いじめた子に対して…行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいる子…いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担等
- ④いじめを傍観している子…いじめられている子の立場に立ち勇気を持って行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割、等



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」を受け、「重大事態」を下記のように捉えます。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子供が自殺を企画した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品などの重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で、子供が相当の期間(年間30日程度)学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 重大事態に対する対応

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。さらに、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処に十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会で調査を実施し事実を明らかにします。調査をする学校に対しては、人的配置も含めた指導・支援をします。また、教育委員会は「いじめ対策等専門家チーム」を招集し、第3者的な立場から学校への指導・助言を行います。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

問題の解決にあたっては、重大な事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることが不可欠で、以下の調査が実施されます。

- いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査
 - いじめを受けた子供から十分に聞き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査等を行うことが考えられます。
- いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査
 - 子供の入院や死亡等で、聴き取りができない場合は、学校及び教育委員会は、いじめを受けた子供の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍している

子供や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査等を行うことが考えられます。

いずれの場合も、被害・加害双方の子供の不安感や自尊感情、人間関係や社会性等に十分に配慮し、教育委員会の指導や助言を仰ぎながら、慎重かつ速やかに対応していきます。

(4) 調査委員会の提供及び報告

調査結果について、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明をします。その際、被害・加害双方の子供のプライバシーや関係者の個人情報の扱いには十分に注意を払います。

(別紙) 中川小いじめ防止等の年間計画

	いじめ対策委等	学校行事・児童会等	学年の活動・研修	保護者・地域等
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策基本方針の共通理解 ○いじめ対策委員会①②③ ○生徒指導委員会①②③ ○学校生活アンケートⅠ ○教育相談月間(6月) ・児童との個別面談(全員) ○命の日(6月9日)の活動 ・命に関する授業 ○配慮を必要とする児童の相談活動(随時) ○保護者との教育相談(全員) ○スクールカウンセラーによる相談活動 ○細江中学校区保・幼・小・中合同職員研修及び情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式、入学式 ○地区別児童会 ○家庭訪問 ○1年生を迎える会 ○運動会 ○防犯教室 ○終業式 ○縦割り掃除・遊び ○にこにこの日の活動(毎月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年・学級開き ○「中川小学校の生活」の具体的な指導 ○校内研修に基づいた授業実践 ○小小交流(6年) ○ネット講座(5年) ○道徳授業の実践(生命にかかわる指導) ○自他を認め合う活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観会①・PTA総会 ○「中川小学校の生活」の具体的な説明 ○にこにこの日の活動(毎月25日) ○北区社会福祉課訪問① ○児童民生委員との情報交換 ○参観会② ○防災教育連絡会議・中川の子どもを育てる会総会 ○夏季一斉補導 ○前期モニター活動
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会④⑤⑥ ○生徒指導委員会④⑤⑥ ○学校生活アンケートⅡ ○教育相談月間(11月) ・児童との個別面談(全員) ○希望教育相談(12月) ○配慮を必要とする児童の相談活動(随時) ○スクールカウンセラーによる相談活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式 ○学習発表会 ○ありがとう集会 ○終業式 ○縦割り掃除・遊び ○にこにこの日の活動(毎月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「中川小学校の生活」の具体的な確認 ○校内研修に基づいた授業実践 ○宿泊訓練(5年) ○いのちの授業(1,6年) ○学校保健委員会(6年) ○修学旅行(6年) ○道徳授業の実践(いじめにかかわる指導) ○自他を認め合う活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観会③・地域公開日 ○にこにこの日の活動(毎月25日) ○北区社会福祉課訪問② ○児童民生委員との情報交換 ○年末一斉補導 ○後期モニター活動
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策基本方針の見直し ○いじめ対策委員会⑦ ○生徒指導委員会⑦ ○学校生活アンケートⅢ ○教育相談月間(2月) ・児童との個別面談(全員) ○配慮を必要とする児童の相談活動(随時) ○スクールカウンセラーによる相談活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式 ○6年生を送る会 ○地区別児童会 ○修了式・卒業式 ○にこにこの日の活動(毎月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「中川小学校の生活」の確認、見直し ○校内研修に基づいた授業実践 ○1/2成人式 ○自他を認め合う活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学説明会 ○参観会④ ○にこにこの日の活動(毎月25日)

